

ナショナルミニマム研究会（第6回）議事録

1. 日時 平成22年3月4日（木）17:00～18:29
2. 場所 厚生労働省 省議室（9階）
3. 出席者 雨宮委員、貝塚委員、菊池委員、駒村委員、神野委員、竹下委員、橋木委員、湯浅委員、長妻厚生労働大臣、細川厚生労働副大臣、長浜厚生労働副大臣、清水社会・援護局長、間杉政策統括官（社会保障担当）、三石社会・援護局保護課長、伊奈川参事官（社会保障担当）、酒光参事官（労働政策担当）、寺尾社会・援護局地域福祉課長

4. 議事内容

○伊奈川参事官 定刻になりましたので、ただいまから第6回のナショナルミニマム研究会を始めさせていただきます。

今日はお忙しい中先生方にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

大臣でございますけれども、ちょっと今はまだ国会の関係で戻っておりませんので、とりあえず始めさせていただくということでよろしく願いいたします。

本日の議事でございますけれども、雨宮委員と湯浅委員からご発表いただくということになっておりますので、まず順番としましては初めに雨宮委員、その後湯浅委員という順番で発表していただいた後、質疑のほうは一括して行わせていただくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、雨宮委員のほうから発表をお願いいたします。

○雨宮委員 よろしく願いします。

では、資料1の多様なナショナルミニマムというのと、資料1（参考①）、資料1（参考②）というのが私の発表の原稿なんですけれども。

まず、実態の把握が必要だということで、いろいろな調査の提案とお願いをまずはしています。それをまず読んでいくと。一口にナショナルミニマムといっても現在の「生」は多様だけれども、長い間貧困問題に関心が向かなかつたので、多様な実態を十分に把握できていないので、実態を正確に把握することが重要だと思うので、以下の調査をお願いしますということで。

まず、1が失業・ホームレス、これ何度か広義のホームレス状態にある人の実態調査というのをここでも2回ほど提案してきたんですけれども、今のホームレスの調査は「都市公園、河

川、道路、駅舎その他施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」のみが調査対象で、その他施設というのは港湾とか公民館とかバスターミナルとかなんですね。今の調査ではホームレス、路上生活をしている人の数自体は減少しているんですが、ホームレス状態にある人の数は炊き出しなんかを見ても明らかに増加しているので、そういう人たちも含めた調査ですね。あと、住む場所がなくてネットカフェの調査なんかやられていますけれども、ネットカフェ、サウナ、カプセルホテル、個室ビデオ店とか、あるいはホームレスの人の自立支援センター、緊急一時保護施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所などにいる人も「広義のホームレス」としてカウントすべきではないか。あと、飯場とか派遣会社の寮とかで暮らしている人の中にも失業したら路上に行く人が一定数いるので、これらの層も含めた調査の実施というのを提案とお願いをします。

この調査の実施に当たって、海外のホームレスの定義の調査もお願いしたいと思っています。イギリスだったらホームレスの数3万人のうち実際は2,000人しか路上生活をしていないので、あとの2万8,000人はどういう状態を指してホームレスとカウントされているのか。国によっては家がなくて友だちとか親戚の家にいる人もホームレスとして、状態としてのホームレスとしてカウントされているので、そういう各国の定義みたいなものが調査できるといいと思います。

次ですけれども、2011年度にホームレス大規模調査の実施ですね。今の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は時限立法のため、2012年に期限が切れてしまうので、その前に大規模調査をしてほしいと思っています。詳しい聞き取り調査もぜひしてほしいです。例えば私が取材している限りは、養護施設出身の方がすごく多いという印象を受けるので、そういう聞き取り調査とか、あと養護施設出身の方はホームレスになりやすいというのは海外では結構常識というかみんな知っていて、そのことから特別な支援があったりするので、そういう聞き取り調査と対策をしてほしいということですね。

次は行旅死亡人ですね。路上の病死、凍死、餓死とか、行き倒れとかホームレス状態にあって亡くなった人の数の調査、あと路上から病院に運ばれて亡くなった人数の調査と公表を毎年お願いしたいです。

次、住み込み就労している人の人数の調査ですね。失業したら路上に行ってしまう人が一定数含まれているため、どれぐらいの人が労働型の住居に暮らしているのかというものも調査してほしいです。

あと、生活保護の補足率、これは一番重要な問題で、いろいろな学者さんなんか10%から

40%ぐらいとか出していますけれども、政府で調査をしていないのでどれぐらいの人が生活保護を受ける状態にあるかということ、これは最重要課題として考えていただきたいと思っています。

次、雇用保険カバー率の調査。今ILOの調査では23%の人しか雇用保険を受けられていない状態なので、これの調査です。

雇用保険の失業給付を受けている人のうち給付基準が生活保護水準以下の人数の調査もお願いしたいです。これは生保基準に達しない失業給付を受けている人がどれぐらいいるのかという詳しい数字を調べてほしいということと。

次、国民健康保険の保険料滞納によって無保険になっている大人の調査。これ子どもだと3万人が資格証を発行されているという数字が出ていると思うんですけども、大人の数、そして資格証を発行されていない大人の数というのは数字が出ていないと思うので、この調査も必要だと思います。

次、失業した人で国民健康保険に加入していない人の数の調査。これは国保に自動的に替わらないので、そのまま無保険になっている人の数の調査です。

次、2が女性ですね。まず、全ての人を対象とした統計はジェンダー統計とすることをお願いしたいです。

あと、フリーターの定義に既婚女性を含め統計をとってほしいということですね。今学生と主婦は除かれているという状況です。

次、派遣労働者の詳細にいたるまでの男女別統計。

次、パートタイム労働者、アルバイト等の労働に関する男女別統計。

次のページにいきます。有期雇用労働者の男女別統計ですね。

そのほか、労働統計に性別を入れること。

あと、真の育児休業取得率の調査。これは分母に出産・育児をきっかけにした退職者も含めた育児休業取得率の調査をしてほしい。

次が、非正規公務員の待遇別男女別統計。

次が、ひとり親ですけれども。ひとり親家庭の貧困率の男女別（母子家庭・父子家庭別の）数字。

次が、ひとり親家庭の子どもの進学希望、進学希望に関する調査。これ98年以来は母子家庭等調査で廃止されています。

次、ひとり親家庭の数を同居母子世帯、親との同居をしている母子世帯ですね、を含めたも

のを確定して発表すること。これも2006年からやめているそうです。

次、ひとり親家庭になった理由別のひとり親家庭の年収、就労率等のクロス集計を公表すること。

その次、4が障害者ですけれども。障害者の統計を男女別にし、障害女性の収入、貧困率の測定の調査要求です。

次は無年金の問題なんですけれども、今60歳から65で無年金者、年齢別・男女別の人数の調査と、女子の場合は脱退手当金の受給で無資格の人の数の調査。そのうち自分の分は無資格でも夫の死亡により遺族年金は受給している数の調査。

ねんきん特別便が未着の数の調査。平成9年データベースに住所を入れたとき、既に無年金者である人は住所がないのでどうなっているのか。

次のページが、無年金者と確定した人の納付金は総計幾らで、未納した人の掛け金はどう使われるのかということも調べてほしいということです。

次、6、セクシャルマイノリティ。全国的な実態調査と、各種調査に可能な限り性自認・性志向の属性を立てて統計をとること。

7が、外国人ですね。労働力調査、賃金構造基本統計調査に「国籍」別集計を加える。

国民生活基礎調査に「国籍」別。

日本人を対象とした「全国母子世帯等調査」に加えて、「外国籍母子世帯実態調査」を行う。

文科省に対する外国人生徒の進学率の国籍別統計の算出。

外国人学校を含めて、学卒者のその他の就労実態の調査。

ここまでが調査の提案と要求なんですけれども。

それ以外の提案・要求として、公的シェルターを増やすということですね、ホームレス状態にいる人のための。これに当たって、アメリカとかヨーロッパの公的シェルターの数がどれぐらいあるかの調査をお願いしたいのと。民間のシェルターに国が補助してどれぐらいの金額を補助しているのかを調べてほしいです。

あと、雇用保険とか生活保護の補足率に関して「目標値」の設定ですね。

次、生活保護の申請に当たり、「世帯」が壁とならないようにする。出稼ぎの人のケースなんですけれども、世帯単位、生活保護の考え方が世帯単位なので、保護義務が出稼ぎ元にあるから、例えば東京で一文無しになっても生活保護を受給できないというそういう制度の壁があるので、この辺りを、ケースによっては個人単位の対応をしてほしいということなんですけれども。

ここまでで、次資料（参考②）というのが「在日外国人と貧困—現状と提言」というものなんですけれども。これはさっきの7の外国人の貧困の問題に関して、派遣切りによって日系南米人の4割の人が現在推定失業率があるだとか、約9割の人が非正規雇用だとか、そういう実態が詳しくここで書いてあります。

あと、外国籍のシングルマザーの問題とか、進学格差という問題がここに書いてあるので。

1ページの雇用・失業対策で、厚労省は雇用企業調査を除き、国籍と雇用に関わる統計を整備していないが、出稼ぎが始まってから20年たった現在も日系南米人の約9割は非正規雇用で、派遣切りの影響を集中的に受け、現在の推定失業率は約4割、日本人との失業率格差、OECD中最大と思われるということで。

3ページ目に表1というのがあって、経済危機以降に行われた日系南米人調査での失業率というのがあるんですけれども、ここで失業率がやはり40%台なんですね、全て。こういう問題と。

あと、その次のページがフィリピン人母子世帯と生活保護の問題もあります。日本人に比べて外国籍のシングルマザーはより困難な状況にあるということですね。

あと、その次の5ページ、DVを理由として婦人相談所に保護された女性の割合は、図3を見ても分かるように、外国籍女性のほうが何倍にも、5倍ぐらいとかになっている状況です。

では次に、黄色い資料1の参考①の説明もしたいんですけれども。これは日本版貧困削減目標で、今反貧困ネットワークとか国際NGOの人たちでつくっているんですね。国連のミレニアム開発目標が2015年までに世界の貧困を半減するとうたっていることに倣って、その日本版を作成している最中で、まだ作成途中で現在進行形なので検討中のところとかもあるんですけれども。ちょっと説明させていただくと。大目標として貧困の解消ですね。相対的貧困率の削減。一番右上にあるのは貧困格差の補助が社会的損失につながることを明らかにし、日本のナショナルミニマムを設定、抜本対策を立て、予算を重点的に投下するという、これが大目標の手法となっています。

目標1がディーセントワークの確保。次のページの目標2が社会保障制度への普遍的アクセスの保障。目標3が、居住環境の充実、3ページ目ですね。目標4、教育の充実とアクセス拡大。次の5ページ目、目標5がジェンダー・セクシュアリティの平等推進と女性の地位向上。目標6、妊娠・出産・子育てにおける貧困の解消。目標7が、自殺の減少。次のページ、7ページ目、目標8が多重債務の解消。9が差別や社会的排除の解消。10が貧困解消のための社会的連帯の推進、という感じで。

第1目標としては2012年3月、例えば大目標だと相対的貧困率を2007年比30%削減する。すみません。今1ページ目の一番上です。第2目標、相対的貧困率を2007年比で50%削減する。現状というか2007年の数字が15.7%の貧困率ですね。

その次はひとり親家庭の貧困率を2007年比30%削減。2015年にはひとり親家庭の貧困率を2007年比50%削減。現状が54.3%。

次の目標1のディーセントワークだと最低賃金を2009年比20%の上昇。第2目標が2009年比45%まで上昇。現状は平均で713円、地域格差が162円と。

こういう形でいろいろな労働とか社会保障、年金の問題だとか、あと低所得者の住宅の問題、教育の問題といったことに関して、一つ一つ貧困削減目標というものを立てていますので、さっきの最初のほうに言った雇用保険や生活保護の補足率に関して目標値を設定するというのはこういう手法をこっちは考えていますよというのの参考として出させていただきました。

時間もないので、この辺で私の発表は終わりたいと思います。

○伊奈川参事官 ありがとうございます。

先ほど大臣到着いたしましたので、恐縮でございます、湯浅委員の発表の前に大臣のほうからお言葉をいただければと思います。お願いいたします。

○長妻厚生労働大臣 どうも皆様、こんばんは。ちょうど5時でございますので。ちょっと遅れましたのは、ちょうど今まで参議院の予算委員会が開かれておりまして、基本的質疑というのは全閣僚が一堂に会する質疑ということで、昨日、今日の2日間ございました。やはり社会保障に関する関心が高く、与野党議員から社会保障の質問が出まして、私も第2のセーフティネットあるいはポジティブウェルフェアのような考え方を申し上げてきたところであります。

ナショナルミニマム研究会も第6回目ということで、本当に連日皆様方この会に出ていただく、あるいはその以前の準備も含めて、本当にありがたく、私もこの会に出られないときは皆様方の議事録も拝読をさせていただいて、大変参考になっているところであります。

今もこの意欲的な資料1の①では具体的な数値目標ということで非常に示唆に富む形をいただいているところでありまして、私の考え方というのは、抽象的な議論、哲学というのが背景にあるというのが大前提で、その後に具体的な数字、具体的な基準というのがきちっとあるというのが一つの理想であるというふうに考えておりますので、ぜひ皆様方のお知恵をいただいで、ナショナルミニマムの具体化、具現化ということにこれからも取り組めればありがたいというふうに考えているところであります。

今後ともよろしく願いをいたします。

○伊奈川参事官 大臣、ありがとうございました。

引き続きまして、湯浅委員のほうからの発表ということで、その後、先ほど申しましたように一括して質疑ということにさせていただきたいと思います。湯浅委員、お願いいたします。

○湯浅委員 よろしく申し上げます。

私の発表は資料2で、ナショナルミニマムの“条件”というタイトルにしましたが、地方分権とナショナルミニマムの問題を少し考えてみたいということです。

これについては、以前ちょっと議論の中で触れたところ、岩田さんのほうからまだちょっとその議論は早いんじゃないかというお話がありましたし、もともとこの研究会には神野さんがいらっしゃるので私がこの分野で話をするのは非常に恐縮ですけれども。でも、やはり今ナショナルミニマムというのをあえて考えようとするときには、その地方分権の問題とかを抜きには考えられないんじゃないかと思っています。それで、いろいろご意見をいただければと思って、本当につたないものですが、考える素材として聞いていただければというふうに思っています。

資料のほうはお手元に渡ってはいるんですけれども、一応アニメーション設定とかをしていますので、もしあれだったらこっちを見ていただくと分かるかなと思うんですけれども。国というのがある中で、この間国の機能というのが、例えば小泉政権時代とかそういうのは市場に解放していくと、規制緩和だということで国の機能をどんどん市場に譲っていったという経緯があり、そういう中で分権の議論もつい最近までは国の権限もどんどん地方に譲っていくんだという文脈で行われてきたと思います。そうやってどんどん国の機能が減っていくという流れをたどってきたんだと思うんですけれども。

この分断というのは当事者の側からいうと、国にいるのは国民であり、市場にいるのは消費者であり、労働者ということもありますが、地方にいるのは住民だということになると、基本的に当時規制緩和などがかなり大きく叫ばれていたころは、やはり国民としての幸福よりも消費者としての幸福のほうが大きいんだと、あるいは地方分権というようなことが言われていたときはやはり住民としての幸福のほうが大きいんだというような話がずっと出てきていたのではないかと思っています。

そういう中で私常々気になっているのは、この地方分権なりの議論がナショナルミニマムの上に地方分権が加わるような形になるのか、あるいはそのナショナルミニマムと地方分権というのが対立的な話になるのか、そういうところがどう落ち着いていくのかというのが気になっています。

保育の施設最低基準などいろいろ議論が出ていたところですが、基準の最低基準に関

して言うと、選択肢は三つあると、これはある方から教えていただいたんですが。要するに基準を引き上げるか、基準を維持するか、基準を引き下げるかだと。基準引き上げるなり基準を維持するというのは、これは別に保育の最低基準を外さなくてもできる、つまり現行で可能。保育で外すことで唯一新たに可能になることは基準の引き下げだというようなお話も伺ったことがあります。

でも、問題はこの先にあるんだろうとっていて、にも関わらず地方分権が希求されるのかというようにところではないかと思っています。地方分権の話ではいろいろ言われているところをちょっと聞きますと、住民により近い地方自治体のほうが住民のニーズをきめ細かく把握している、きめ細かなサービスができるという話とか。不要不急の規制が多すぎる。国が要するに余計なところまで口を出し手を出している。あるいは、規制は結局既得権益の保持のための方便なんだという言い方ですね。三位一体改革のときなどは責任だけ押し付けられて結局財源はついてこなかったじゃないかというような議論。そういうのが繰り返しあって。そういう中での地方分権ということだと思わすけれども。

私、でも根底にあるのは、やはり国は信頼できないということなんじゃないかというふうに感じています。いろいろな理由はあるけれども、やはり中央政府、地方分権とか文脈では中央政府、地方政府と言われますが、そういう文脈の中でやはり信頼できないという話が根底にあって、その不信感の裏返しとしてどんどん切り分けていっちゃえばいいじゃないか、こういう理屈は規制緩和のときにもある程度言われていた論理なんだと思わすですね。

こういう議論に対して、また他方の側からは、じゃあ、国よりも地方がましだという根拠はあるのかと、地方自治体のほうがもっと縦割りで、もっと融通が効かなくて、地方のボスみたいな人がドンと座っていて、という話は他方である。偏見が強いとかですね。必要な規制とかナショナルミニマムと不必要な規制は選り分けるべきで、何でもかんでも外せばいいというもんじゃないというような反論もある。一定の規制は国民サービスを守るために必要なんだという議論もある。国にだってお金はないんだという反論の仕方もある。いろいろあるんですけども。

やはりさっきの真ん中の不信感が根底にあるんだとすると、私は国というのは人々の命と生活を守るために必要なんだということをどれだけ訴えられるかで地方分権がナショナルミニマム込みのものになるのか抜きのものになるのかというのが分かれるんじゃないかというふうに思っています。

そのときに、どうせ国民は理解できないから痛い目に遭わないと分からないんだよと、いろ

いろ状況が厳しくなって、やはりこれじゃ駄目だというふうにならないと分からないんだよというふうに言っているようでは、やはりその不信感というのは維持し続く。いい方向にいかないんじゃないかと思っています。

では、そういうふうにもその信頼を得るに足ることをしてきたか、ナショナルミニマムの維持向上に努めてきたかというふうに考えてみると、やはりこの間十分だったとは言えないのではないかというふうに思っています。去年の10月によく発表していただきましたが、貧困率ずっと出さなかった、あるいは捕捉率は今でも出ていないというような問題はあるわけです。

原口総務大臣なんかよくおっしゃっていますが、最低基準を外すな外すなというけれども、最低基準一人当たり3.3平米60年間放っておいたのはだれなんだというようなことを言う意見もあって、それは一つ理があるわけですね。

また、そういうところからこぼれちゃう人に対して積極的に呼びかけずに、だったら来ればいいじゃないかと、来ないほうが悪いんだというような理屈で自己正当化してきたこともありました。

実態をなかなか把握しようとしてくれない、苦しい当事者の声を聞いてくれない、そういうことの結果の中で「すべり台社会」化に責任が一定あるんだろうとやはり私は思っています。

そういう中でこういうことがそのまま放置されてしまうと、ナショナルミニマムの議論をしても結局こういう話というのはどうせ箸の上げ下げまで指示して自分たちの権益を守りたいから言ってるだけなんだよみたいに非常に斜めからしかとらえてもらえなくて、真正面から考えてもらえない、いろいろな議論の蓄積があっても、それがきちんと現実に生きないということがあるんじゃないかということを危惧しています。

実際に私が関わったこの間のワンストップサービスとかそういうのの分野でいうと、ワンストップサービスデーというのは2度やって、11月30日と12月21日に行ったわけですが、1回目のときに広報に課題があるということでもいろいろお願いしたんですが、2回目のときに改善されないところがあって。その上と下で色分けしましたけれども。その広報の仕方あるいは周知の仕方に改善が見られたところは利用者も増えていて、改善が見られなかったところは利用者が減っているというようなことがありました。これは後日担当の方から住宅手当や総合支援資金貸付の連絡票が増えたので来所者数が減ったんだというふうに説明も受けたんですけども。

実際、じゃあその後の連絡票の発行件数とか見てみると、これ若干数が一部間違っていて、一番下の梅田の左から2番目、75、42となっている42は実際には17で、新宿の一番右の193というのは191なんですけれども。やはり12月21日とかで伸びているところ、増えているような

ところは連絡票の発行件数も全体として多い。そして、12月21日に減っているようなところは連絡票の発行件数も少ないというような数になっているようです。

じゃあ、ハローワーク梅田、大阪にはそういうニーズがないのかといえば、今大阪市は生活保護の急増で大騒ぎになっているわけで、現実にはそこで手前で止まるべき人というのはいないということはない。だけれども、そこがきちんと伝わっていない、広がっていない、伝えられていないというところがあるんじゃないか。

右下に出したのは、足立区の広報誌ですけれども、足立区はその点非常に一所懸命やられていて、一緒に内閣府の参与をやっていた清水さんという方なんかもコミットしてやっているわけですが。この間来所者、あそこは11月30日から21日の間にもずっとワンストップサービスやってきましたので、来所した方なども入れたらものすごい数が増えているんですね。増えているというのは要するにそれだけの人が生活再建の足がかりをつくって次の生活に踏み出したということであって、それができてないところはやはり少ないわけです。少ないということつまり漏れ続けているということです。

これについてある人がうまいことを言っていましたけれども、頼んでくれれば餃子はあるんだ、頼めばいいじゃないかと、頼まないヤツが悪いんだと行って店主がメニューに餃子を載せないお店があったらどう思いますかと。来ればいいんだと、必要があったら来りゃいいじゃないか、来ないヤツが悪いんだというふうに言って、結果的に人々が漏れるのをそのままにしておくというのは、これは形だけ福祉と言うんですよと。これは実は山井さんなんですからけれども、そういうふうにおっしゃっていました。

やはりそういうところで人々の生活を支えるということがどれだけ丁寧にできるかというのが国への信頼の回復とかそういうものに結びついていくんだろうと思うんですね。

これはついこの間日経新聞に出た第2のセーフティネットの利用者数ですが、全体で7.7%ということで、ものによっては2年分のあるいは3年分のお金を積んでいる、その全体の想定利用者数ですから、今の段階で7.7%というのは、始まってまだ数カ月ですので今後の伸びを考えれば必ずしも少なすぎるということは今の段階で言うのは早計かもしれませんが。でもやはり当初予定されていたよりも少ない利用だというのは間違いないと思うんですね。

大臣も所信表明演説でおっしゃっていましたけれども、先ほどのポジティブウェルフェアですね、やはり社会保障が機会の平等を後押しして、多くの人々がチャレンジできる環境を整備すれば、広く国民全体の能力を生かすことができると。つまり、福祉的なサポート、セーフティネットの整備でそこで多くの人々の能力が引き出されていけば、それによって社会的な成長もある

るし、そういう話。でも、そこが効いてなければ多くの人は漏れ続けるので、つまりマイナスがさらに大きなマイナスを呼び込むということになるわけです。

私は現場でたくさん、5年も10年も放置される中で、本当に働けなくなってしまった人をたくさん見てきました。精神的に病んでしまっている人も見てきました。その人たちはもう本当に一生働けません。そういう状態になるまで放っておくのか、それとももっと手前で支えられるのか。

神野さんも出てらっしゃる原口大臣の地域主権改革宣言というのを読んでおったら、埼玉県の平均以下、平均以上、それから全国平均の平均以上ということが分かるよう図表にして、ご丁寧に毎年矢印もつけて上がっているのか下がっているのか出すんだと、これをやるだけですがよくなるんではとおっしゃっていて、これは税金の徴収の話だったんですけども。私二つの発言から思うのは、やはり国が国民の側に立って地方自治体を競わせるぐらいのスタンスと能力が必要なんじゃないかということです。そういう中で全体のレベルアップを図っていくというふうなそういう機能を国はもっと強化する必要があるんじゃないかと思っています。

そういう全体の中で、地方分権、地域主権時代のナショナルミニマムの条件ということで思うところを言うと。やはり実態把握や調査能力を高めるということがとにかく必要なんじゃないかと思っています。以前この会議でも少し議論になりましたけれども、貧困率全国平均が15.7と出ているわけですが。だけれども、都道府県レベルの貧困率というのは出ていないわけですね。それは総務省の統計局からもご指摘があるんだとおっしゃっていましたが、でもそれをやるためにはやはり大規模調査が必要なので、それは何年か後になってしまうし、予算もなかなかないんだというようなお話がありました。

やはりそういうことで、例えばある地域がある地域に対してとても貧困率が高いというようなことであれば、その地域の全体としてこ入れしていく必要があるんじゃないかとか、あるいは何か問題があるのかもしれないとか、いろいろそういうものの材料として使える。だけれども、その都道府県別というのは出なければその議論はそもそもやりようがないわけですね。

分析能力を高めるということも同じで、いろいろ細かいことから大きなことまでいろいろなことがあると思うんですけども、やはり国というのは全国を見ているわけなので、その全国の様々な実態というのを把握して、それがどういうふうになっているのかというのの分析能力というのが問われていく。それをきちんと情報公開をするということ。つまり、悪く言えば競わせるということですね、そういうことが必要だし。

やはり国民・住民の立場から自治体を競わせ、底上げを図って、「標準」と言われるような

レベルを上げていく。そのために国はこれだけの役割を果たしているんだということを示す必要が、また示せないといけないのではないかと考えています。

特に気になっているのは、やはりそういう中で埋もれがちな少数者の立場や意見というのをきちんとくみ上げるといことですね。例えば弱い立場に置かれている人たちというのはやはりなかなか発言することが困難です。障害者にしろ、私たちのような分野にしろ、全国で集まって何とか何千人とか1万人という数になるわけですけれども。やはり都道府県単位ではそれがさらに少なく、そういう中でもものを言える人というのは必ずしも多くない。そうすると、国で見るとさらにさらに地方単位にばらしてしまうと、そうした少数者の意見というのは声をどんどん上げづらくなっていきますから、やはり埋もれてしまうんですね。それは、ホームレスとかそういう分野でいえばもうなおさらです。そういうときに、じゃあその意見を埋もれないように全国レベルでこの問題は大事なんだということを書いていくと、これも国の重要な役割なのではないかというふうに思っています。

そういう中で、先ほどの話につなげて言えば、具体的なところでは、ワンストップサービス、利用者の評判よかったわけです。7割から8割の方がよかったと言っていて。だけれども、残念ながら自治体やハローワークの評判は悪かった。そういう貧困・困窮者支援としてのワンストップサービスというのは、今後各労働局単位設置の就労支援協議会の意向に委ねられました。それで結局事実上とまってしまうのか、そこからより発展的に展開していくのか。それに対して労働局とかハローワークというのはどういうイニシアティブを発揮するのか。各都道府県単位で決めたからじゃあもうそれでしょうがないですよってやらないというのは結局やらないままにするのか。就労生活支援アドバイザーというのはどれだけ機能するのか、どれぐらいの人が生活再建に結びついていくのか、そういう中で国はどう働きかけるのか、やはり私はとても気になっているんですね。

就職生活支援アドバイザーについてはもう既に採用の内定の出ている方たちが始めていますけれども、採用の担当の方にどうせ人は来ませんからと言われて内定をもらった人からお怒りのメールが私のところに来ていました。そんなやる気あるのかというような話がやはり出てしまうと、結果的に何も動かなかったという話になるのかと。それでは今国が人々の生活を支えるということが現実のものとして動き出すということがなければ、やはり国に対する不信感というのは払拭されない、そこを不都合なことを余り表に出さないようにして覆って覆っていくのか、それともそういうことも含めて表に出して、だからこそ社会全体とか国が中心になって頑張っていきますというふうに言い切れるのか、やはりそこはナショナルミニマムの内容も

重要ながら、そうしたそれに対する信頼ですよね、これをみんなで守っていこうという、そういう雰囲気づくりというか、そういうのをつくるためにとても重要なことなのではないかと思っています。

なので、私はそれで何かよくなかったということが言いたいのではなくて、やはりこういうことを含めて、じゃあどうしたらもっとよくできるのかということ、厚労省はもちろんですけれども、国全体を挙げて具体的なところで前向きにやっていっていただくことを望んでいます。

以上です。

○伊奈川参事官 どうも、お二人の委員から貴重なご意見含めまして、ありがとうございます。

とりあえずいろいろと発表の内容についてご質問等もあるかと思しますので、質疑に移りたいと思いますけれども、どなたからでも結構ですのでお願いいたします。

○長妻厚生労働大臣 どうもありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきまして、ご意見を質問という形でいただきたいんですけども。

湯浅さんがずっと縷々言っておられたことというのは私もかなり同感する部分が多いんですけども。結局今私もこの立場になって非常に痛感していますのは、厚生労働行政を変える、よくしていくというのはかなりの部分この組織をよくするというか、厚生労働省の役所文化を変えるということイコール厚生労働行政にももちろん言うまでもなく直結するというので。非常に私も問題意識を持っていますのは、その組織の在り方ということ、そして人事評価基準ということ、どういうインセンティブで公務員が働くべきかということ、これをきちっとやはり背景に考え方を持って変えるということが、それは厚生労働行政の変化に直結するというふうに非常に最近そういうことを強く思っております。

よく考えると、例えば私が自分の経験で言いますと、かつてNECという企業でコンピュータの営業マンをしていたと。一所懸命働くわけですけども、何で働くのか、それは皆さんに喜んでほしいと、いいコンピュータシステムを入れてというのも一つありますが、やはり支店ごとに売上のノルマというのは当然どの企業でもやはり課せられておまして、それを達成できないと支店長ははっきり言えば飛ばされてしまうということで。支店長あるいは支店自体がお取りつぶしになるということもこれはよくあるわけでありまして。そういう意味では必死にそういう目標に向かって努力をしていくということもある。

当然数字だけではありませんで、仕事の意義を日々支店長なりが部下に言い聞かせて、こう

という意味がある仕事だから一所懸命やると、こういうことになったわけです。で、私のいる職場で、売上のある意味では目標が設定されているわけですが、そうするとこういうことが起こったわけですね。本社から売上の目標だと値引きを結構するということが起こって、売上はノルマは達成したけれども、値引きをして利益が出ないと、利益が非常に少ないということになって、それで会社全社的に利益の目標で設定をしていこうと、売上だけじゃなくて。そうするとやはり営業マンの社員の行動マインドも変わって、何でも売るんじゃないで、一定の利益を確保して値引きをしないで売りましょうと、これは行動原理が変わるわけです。

何でこういうことを長々と言うかという、例えばハローワークでありますけれども、まさに湯浅さんが指摘された点私も同感なのは、つまり公務員の皆さんにとって、別に皆さんのことを悪く言うわけではありませんけれども、やはり自分たちがお給料を税金でもらって世の中の皆さんに喜ばれようと、役に立ちたいと、こういう思いでももちろん仕事をされておりますけれども、人間というのは弱いものですから、それだけで全て仕事するわけではないと思っております。

もう一つは、やはり、仮にいい政策をしてお客さんがいっぱい来ちゃうとそれは忙しくなるわけでありまして。あるいはお客さんが来ようが来まいが自分の給料は変わらないということが、あるいは自分の身分も完全に保証されている。ある意味ではマンガなんですね。ハローワークで仕事をして職を提供する、情報提供する人は絶対安全地帯で絶対に首にならない安全地帯にいる。しかし、職を探して来る人は非常に不安定な立場になる。つまり、絶対安全地帯で一生職が保証されている方が不安定な方のお世話をするというところについて、じゃあその職を保証する公務員、安定的な身分でないと公益が保てないということもあるのはそのとおりでありますけれども、多くの方が余り宣伝をしないで来なくて来ても全く給料も変わらずに自分の地位も変わらないということであるとすると、それは皆さんに喜ばれようということで仕事をされておられると思っておりますけれども、それが本当にそういう状況が長く続いていくと、創意工夫をして少しでもお客さんを呼び寄せていい処遇をして手当てをしていこうというマインドがどこまで保てるのかということがありましようから。

ですから、私も性悪説に立つばかりではありませんけれども、もちろん理念や仕事の意義というのは重要であります、そのときに例えば全体の社会保障政策を担う公務員の在り方として、一定の政策目標を立てて、そのサービスに達成するようなお客さんを呼び込むということについて、これもノルマというのもよくないですな、社会保険庁がノルマ達成するために分母対策とか何とか、そこでもノルマ自体を否定するということがあつなりましたけれど

も、そこも一概に○か×かではないんですが。

何らかのインセンティブというか、職員がそういう一定の数値の目標なり政策目標を達成すればきちっと評価をされる。それが達成できなければ残念ながら降格がなされたり、あるいは何らかのそういう形になったりするということというのはどういうふうを考えればいいのかと。それが適切に働くと、それは言われなくても、一々私がかみがかみ言ったり外部の有識者の方にチェックをしていただかなくても、役所文化が変わって、自動的にだれにも言われなくても政策目標と達成数値が提示すれば、適切に創意工夫をしてそれが物事が運んでいくというのが理想でありまして。

一々一つ一つ、今回のワンストップサービスも、私も拝見していると、ビラのつくり方からホームページのつくり方から一つ一つ、ある意味では私も初めはチェックしてまして、課長みたいな仕事をずっとしているわけでありまして、そんなことしてたらきりがないので、膨大な役所の中でありまして。それが本当に皆さんの創意工夫で自発的に動けるようなそういう組織や評価基準や人事の体系、組織の在り方というのも非常に重要だと思っておりますので。

仮に、これ私も国会議員ですけれども、選挙がなく国会議員の身分が永久に保証されるとすれば、恐らく、私は別に選挙目当てでやっているわけじゃありませんけれども、地元で自分の国政の報告をする報告会というのも当然回数はどんどん減っていくでしょう。やはり選挙があるということで、それだけではありませんけれども、地元で自分の成果を報告したり、あるいはいい仕事をしようというのもやはり選挙で洗礼を受けるということのももちろん意識の中にあって、それでそういうある一定のモラルが保たれるということも、人間弱いもんでありますからそういうことはあるので。

そういう皆様からどういうふうを考えればいいのか、社会保障でノルマを課してそれで給料を上げるとか、降格するとか人事評価を上げるとか、それは余りにも一面的ではありましようけれども、全くそれがなくて、仕事があってもなくても、宣伝をしてもしなくても同じお給料で全く地位が変わらないと、こういう体制であると、今指摘したような問題も起こってくるのではないかとということで。それについてちょっとご意見をいただければ。

○湯浅委員 私も分からないんですけれども、一つ、おっしゃられているポジティブウェルフェアというのが社会保障を負担として見るんじゃなくて将来的な投資として見るんだということであれば、やはりもっと積極的なものとして位置づけるようにしていけないものかと思っ
ているんですね。というのは、今までその手の数値目標というのは、例えばそれこそ経済成長とか、あるいは税金の徴収率とかそういうことであれば、つまり入ってくるほうのお金だったら

あらゆる数値目標が立てられるし。

また逆に、社会保障についてはよく出てくるのは、減らすための数値目標というのは今までもありましたけれども、でもそれは将来の投資だというふうに位置づけるということは本当のことをいうと、それがもっと増えたほうがいいという話になるはずなんですよね。だとすれば、そういうものについての数値目標というのが立ってもいいはずで。例えば貧困率が減るというの自体も数値目標だし、生活保護の捕捉率が上がるということも数値目標だし、こういう第2のセーフティネットの利用者数が増えていくというのも数値目標だし。そういうところでそれが一つゴールとして入ってくるだけじゃなくて出て行くお金もいずれ戻ってくるという発想に立つならば、そういったものになじむのではないかということが一つと。

あと、これは会計とかそういうものの出し方自体がそうですけれども、そういうお金っていうのも出ていくように図になっていて、これは出ていったらいかにも返ってこないお金のような表記の仕方をされるんですけれども。やはりそのお金というのは例えば単年度では出ていくけれども、何年かの後に返ってくるということであれば、そういうトレンドでそうした社会保障の投資の効果みたいなものを見るような指標というのがあってもいいんじゃないか。そういうふうなところで一つ一つの役所の文章をつくったり報告したりするというその一つ一つにそういう社会保障の投資としての性格みたいなものを具体的に反映していく方法というのがきっとあるんじゃないかと思っていて。そこをきちんと示せると、本当の意味でそれが単に言っているだけではなくて具体的に返ってくるのが見えるようになる。そこが出てくると多くの、私なんか本当にそう思うんですけれども、セーフティネットがきちんと張られていない中で失われてきた経済的な損失というのはものすごい数になっていると思っていて、そこが張られることによる将来的なそれは安心感というようなものも大きいけれども、本当に将来的なコスト的に見てもそれがどんどん安く進むようになるということをやったりいろいろな場面で示していけると。例えばそうしたところで具体的に呼びかけてそこで対応するということ。個々の現場の職員さんたちはそういうことをやっておられるわけなので、その意味みたいなのももっと強く実感できるんじゃないかというふうに思っています。

役所文化を変えるということというのは、例えばそうした一つ一つのことにポジティブウェルフェアの理念を落とししていくということなのかなと思ったりします。

○伊奈川参事官 雨宮委員、何か。

○雨宮委員 現場の話でいうと、ノルマとか、例えば生活保護の現場とかだと、2年前の2倍とかに新宿とかはなっているんですけれども、職員が一人しか増えていないとかで、かなりオ

ーバーワークになっていることもあるので、すごく過労な現場の人がなかなかノルマとかをすると大変なのかなと思ったり。まず人を増やす、すごく生活困窮している人が増えているのに対応する人が全く増えていないという問題があるので、それが一つ重要なことかなと思いました。

○伊奈川参事官 駒村先生、お願いします。

○駒村委員 お二人のご報告お聞きして非常に納得する部分が多くて、例えば湯浅さんのお話のところでも、ナショナルミニマムの保育所の面積3.3をずっと、それが積極的にどういう意味があるのかも検証しないで放置しておいて、今ごろそれを下げるのは何事かという話をしていっているのはそのとおりだと思っております。

厚労省の政策全般、これは福祉の性格もそうなんですけれども、成果を測定することが全然行われていなくて、どちらかというとインプットだけを見て、アウトプットをどう評価するかという測定、政策効果の制度政策の測定技術というのが全然発達していないのではないかなと思うんですね。

例えば福祉サービスというのはなかなか測定しにくいと、質だとよく言われるわけですよ、保育にしろ介護にしろ質を高めるんだと、現場の方も厚生労働省の方も言うんですけども、じゃあ質って何ですかというと、これは質はだれも定義しようがないと。そうこうしているうちに市場規制緩和を進める方は、消費者満足度が質を指しているんだという話になってきて、サービス業としての福祉みたいな話になってきてしまうと。しかし、本当にその消費者満足度みたいなものがアウトプットと、質として考えていいのかというと、それは分からない。もしかしたら間違っている可能性もあるわけですね。

そういう意味では、福祉の分野についてもアウトプットの測定、質とは何なのかということをやちゃんと検証する努力をせずに、結局インプットコントロールだけ、何をどれだけ投入したのか、そこにギチギチの会計基準や規制を組み込んで、インプットだけコントロールしてきたというのが状況じゃないかなと思うんですね。

その結果この規制が強すぎるとか分権化しろとかいうことから、際限なく掘り崩されていると。どこがコアの規制であって、ナショナルミニマムを守るための規制であって、どこがそうじゃない規制なのかというのが分からないと。結局その規制が部分的には特定団体の参入障壁になって利害を確かに生んでいる可能性もあるんだと。それがどこがその本質的な部分なのかと、必要な規制であって、その規制を緩めるとアウトプットにどう反映しちゃうのかということ測定してこなかったと。

同様に、どういう政策を打てば例えば貧困率とか社会参加自立がどのぐらい進むのかという、政策制度投入とパフォーマンスの関係も、これは厚労政策全体にアウトプットの測定というのを非常に軽視してきて、ここもチランをすればいいんだとか、人員をつければいいんだとか、制度をつければいいんだとか、予算を投入すればいいんだとか、そのインプットの量だけであたかもやったような気になっていると。だから、アウトプットをどう、政策効果をどう測定するのかと。それを測定方法を誤るとまた大変なことになってしまいますので、そこは非常に工夫しなければいけないんですけれども、厚労政策の様々な制度政策のアウトプットをどう評価するかという測定、実態把握ですね、そこも実態把握なんですけれども、というのをとってきたのかなと思います。

またもう一つ、湯浅さんのお話、お二人のお話に少し私も大臣の両立というような話もそうなんですけれども。例えばこういう研究もあるわけですね。アメリカとフィンランドでは子どもの学力のばらつきが全然違うと。どっちに、アメリカの子どもたちの下位層は、もしフィンランドぐらいの学力の分布のまとまり、非常にばらつきの多いアメリカと非常に分布にまとまりがあるフィンランドの子どもたちの程度の学力になったときに、アメリカのGDPはどれぐらい本来ならば今よりは高かったはずなんだという研究もあるわけですね。つまり、機会の保障や積極的に実質的な機会を保障することによって、それは親とか学力への支援を行う。しかも、低いほうに実は投入したほうが、再分配やったほうが実は成長率も高くなるというような研究もありますので。

この辺も踏まえて、両立できる政策というのをこれから検討していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○伊奈川参事官 竹下先生、お願いします。

○竹下委員 二つ、感想意見と、それから調査とも絡むんですけども。雨宮さんがおっしゃったホームレスの人の生活歴、例えば養護施設出身者が多いとかいうことは僕ものすごく本質的に重要な部分だと思っています。というのは、例えば国の調査でホームレスの原因別3分類というのがあるんですけども、それ自身にも疑問はあるわけですけども。そうではなくてもっと大事なものは、生活歴あるいはどういう成長過程をたどってきたかということが貧困と直結している問題が僕はあるんじゃないかと思っています。

例えば日本の社会で今言われていることだと思うんですけども、生まれたときに既に貧困との絡みでその人の一生が決まってしまうという非常に恐ろしい指摘があるわけで。現実の子

どもの貧困の問題をきちっと捉えないと、それは将来における貧困をいわば拡大させていく、あるいは国民の総生産であろうがそういう社会の成長というものをいわば阻害していくということをつまないと駄目だと思っているので。湯浅氏や大臣の指摘も含めて言えば、そういう意味ではホームレスの人たちの生活歴やそういう生活過程を分析するだけでもそのことの貧困がもたらしている社会の損失みたいなのが僕は明確に出てくるんじゃないかと思っているんですね。

それから、もう1点、生活保護の関係で、これ岩田先生なんか指摘しておられるわけですが、僕は今の生活保護の運用というのは非常に不幸だと思っているのは、簡単にいえば窓口規制としての水際作戦を徹底的にやるだけやっておいて、そこで入口のところで保護費の支出を防ごうということだけが目が向くために、結局は早めに生活の立て直しが可能な人を排除したために何が起こるかという、一人の人間、あるいは大量的にそういうもう一度社会復帰が早くできる人たちのチャンスを奪うことによって一人一人の人生も奪うし、社会の損失を拡大してしまう。そうしておいて、結果的には最後生活保護を受給した人たちが就労に向わないということを批判する、それはむちゃくちゃな話であって。もっと早めにその人たちの立ち直りといいますかいろいろな意味で就労に結びつくあるいは自立に結びつくような支援を早めに施しておくことによって、いわば入りやすく出やすいという形で表現がいいかどうか知りませんが、生活保護のいわば果たす積極的な面が見えてくる。そのことによって社会保障費の硬直も防げるし、生活保護が膨らむだけではなくて、生活保護を利用した人たちがその後そういう制度を利用しない状態にまで大きく前進していくことをなぜ今まで、分かっているはずなのにしてこなかったというところを、経済全体から見ても僕は十分に改善すべき点があるんじゃないかと思うんで。

そういう意味では生活保護の部分でいえば、調査としてもどういう段階からきちっと捕捉率を高めていって支援することによって、その人の十分な立ち直りを実現できるかというそういう結果に結びつくような分析あるいは調査がぜひ実施してほしいなというふうに思います。

以上です。

○伊奈川参事官 では、順番は、お二人今手が挙がりました、橘木委員、その後菊池委員という形でお願いできますでしょうか。

○橘木委員 まず、雨宮さんの報告、二つございます。雨宮さんの報告なんですけど、これ私全部してほしいと、全部してほしいから日本のこういう実態が全て分かると思うんですけど。何か大蔵省的な答えなんですけど、これ全部やっていたら人手と予算がものすごい枠になると思うで

すよね。したがって、優先順位をつけるということと。それともう一つは、既存のデータで分かるやつもあるんですよ、ざっと見たときにね。だから、その既存のデータから分かるということを事務局の方からお教えいただいたらこれだけ全部やらなくてもいいということになると思いますので。それが私雨宮さんに対するコメントです。

それから、2番目は、湯浅さんの報告で、非常に難しい問題を投げかけて申しわけないんですが。地方に競わせるということをやったときに、じゃあ恵まれたところと恵まれていないところが出てくるんですよ。そうすると、ここに財政の研究者が二人おられるので、足による投票という議論がございまして、みんな人は移るんですよ、いいところに。それはもう湯浅さんも言われたように、今大阪市は生活保護が出やすいというところで全国的に有名になって、全国からみんな片道切符で大阪市に移りなさいという奨励を各県がやっているんですよ。そういうことが起きるということを考えたら、これは地方に競わせていいのか悪いのかというのはもう一度やはり検討して、全国统一したほうがいいのかという議論だってあり得るのかなというふうな印象を持ったんですが。それに関しては湯浅さんはどんなご意見をお持ちか、これは質問です。

○伊奈川参事官　とりあえず菊地先生のご意見いただく前に、まず事務局からでございますけれども。雨宮委員からいただきましたいろいろな調査ですけれども、私どももちょっとよく精査してみないといけないんですけれども、今日拝見した限りでは今までの調査でも分かるものもあるんじゃないかなという感じがいたしますので、ちょっと検討させていただければと思います。

○雨宮委員　はい。では、こっちで優先順位もつけます。

○伊奈川参事官　よろしく願いいたします。

あと、湯浅委員。

○湯浅委員　今おっしゃったようなことは現実にあると思うんですね。特に全国的に雇用が流動化している中で、全国渡り歩く労働者の人、派遣の寮から寮へとか増えていますから、いわゆる住所不定状態ですね。今自分の体のあるところと住民票が合致していない人、そういう人というのは何もホームレスの人に限らずどんどん増えている。それは国策として進めてきたことですからね。それはある中で、汗をかく自治体が損をして、汗をかかずに知らんぷりしているところが得はしないけれども損もしないというような話の中でなかなか動きが出ないということはあると思うんですけれども。

それについてはやはり何らかの財政負担の調整機能というのをビルトイン、組み込んでいく

ということが必要なんじゃないかというふうに思っています。それがどういう形なのかというのは私も答えが見えているわけではないんですけども。もちろんいわゆるナショナルミニマム、駒村さんがおっしゃったようなコアな部分ですね、必要なものについて最低ラインをつかって、そこについては全国一律でというのはもちろんですが。ただ、その上乘せ部分についてはどうしても地方間格差というのは出てきてしまう。そのときに、調整の仕組みがきちんと組み込まれているかあるいは組み込まれていないかで打ち捨てられてしまう人たちが出るかどうかというのはやはり分かれてくると思うので。

私としては、こう言ってしまうと当たり前のことなんですけれども、汗をかいたところがきちんと報われるような調整システムというのをつくる必要があるんじゃないかなと思っています。

○伊奈川参事官 そうしましたら、菊池委員、お待たせいたしました。お願いいたします。

○菊池委員 まず、先ほど大臣がおっしゃった件ですけども、私たまたま厚労省の政策評価の有識者会議の委員とそれから社保庁の政策評価の委員を拝命しております関係でいろいろな数値を出されまして。私政策評価の専門家ではないのでそもそもよく分かっていないんですけども。目標何人とか何%、達成できたとかできないとかというそこで基本的に評価されるんですけども。なかなかそれは、知りたいのは中身がどうであったかというところなんですけれども。つまり、大臣がおっしゃった利益が上がっているかどうかということですね。なかなかそこが厚生労働行政でつかみにくいんだなという、どうやったらもう少し実質的に評価ができるのかというのが私もちよっと悩みながらさせていただいているので。ただ、私はその政策評価の専門家ではないので答えはないんですけども、非常に難しい分野ではあるのかなという感じはいたします。

それから、湯浅さんのご報告についてなんですけど、3点ほど感じた部分があるんですけども。一つは、何人かの方からも出ましたが、資料の3ページでこの最低基準のところですけども。この①、②、③というこれはこのとおりだなとは思いますが。ここで挙げられているのは3.3平米のところですけども。二つあって。一つは最低基準といってもいろいろなファクターがいろいろなものが入り込んでいて、本当に国が守るべき部分、3.3平米というのは多分そうだと思いますけれども、あと保育所の配置ですとか。そうでないものも、つまり地方自治体の創意工夫に委ねていいものもあるかもしれないとも思うんですね。

余り思い浮かびませんが、例えば、これ適切かどうか分かりませんが、東京のある自治体で認証保育所ですかね、あるんですけども、園庭、お庭が基準のものがとれない

と。なので認可保育所に基本的になれないと。ただ、すぐそばに公立の保育園があって、とても広いお庭があると。そこを兼用で使わせてくれたらいいのになという話を聞いたんですけれども。例えばその辺も柔軟に運用すれば、同じ認可保育所として認めてもいいということになるかもしれないとか。

ですから、その辺の国が守るべきものと必ずしもそうでないものという検証作業というのは必要ではないかというのが一つと。

もう一つは、先ほど湯浅さんが60年間触れられなかったという、それはそのとおりだと思うんですけれども。前々回の私の報告でも、児童養護施設15人部屋という基準のことをお話ししましたが、やはりそれも今日的な意味での最低基準は何かということを経査するという作業をもう一つやる必要はあるのではないかなという感じがします。それについても何かコメントがあればちょっと湯浅さんからお聞きしたいということですよ。

それから二つ目が、これも8ページのところでお話になったんですけれども。これは法的にどうか法律的にいうと申請主義という問題で。日本の社会保障制度は基本的には申請主義をとっていると。全て何もしなくてももらえるということになると、これはいいように見えて逆にいうと全て生活を国に管理されるということにもなりかねないわけで、申請主義という考え方自体は私も妥当だと思うんですけれども。ただ、ありとあらゆる方に対して申請主義の原則を貫いていいのかという、そういうお話だったのかなと思うんですね。

例えば湯浅さんご存じかどうか分からないんですけれども、去年の11月に東京高裁で和解があったんですが。それは宇都宮市で、宇都宮訴訟と言っているんですけれども、重度の知的障害の方が長期間精神病院、閉鎖病棟に入れられていてほっぽり出されて、そこでやくざまがいの男に囲われて年金を取られたり虐待を受けたりと。何人かですね。その中の一人が新宿まで宇都宮から自転車で逃げてきて、新宿のホームレス団体に保護されたという、そこから明るみに出たという事件なんです。例えばそういった重度の知的障害の方に役所に来て申請せよといっても、これはそもそも不可能な話でして。そういった部分で先ほどお話のあったような制度の運用部分とか、もっとも制度の仕組みづくりのところでその申請主義の弊害を緩和するようなものをどうやって組み込んでいくかというのが多分重要なんだなというふうに感じました。

最後になんですけれども、9ページで第2のセーフティネットの施策を挙げてくださっていたんですが。これはこの研究会の守備範囲がどこまでかということにも関わるんですが。仮にナショナルミニマムの中身の一部としてこういった第2のセーフティネットといわれる施策も土俵に乗り得るのであれば、ぜひ、これは事務局へのお願いになりますけれども。これらの施

策についてももう少し詳しい、法的な根拠とかそういったものをお示しいただきたいなという、これは事務局へのお願いです。これは非常に私も参考になりました。ありがとうございます。

以上です。

○伊奈川参事官 第2のセーフティネットの宿題として作業したいと思います。

湯浅委員、コメントがあればお願いいたします。

○湯浅委員 1点目と2点目についてですけれども。ナショナルミニマムのいろいろなものについての仕分けですよね。それについては、私は結構単純で、やはり当事者に聞くべきだと思っています。例えば保育なら保育を利用しているお母さんとか、学校のことなら子ども、生徒とか、ホームレス施設であればそこに住んでいる人たち、そういう人たちがどこをどういうふうに感じているのか、どこに問題があると思っているのか。救護施設とか更正施設とか、やはりそういうところを利用している人たちの意見が重要なんだと思うんですね。そういう中でそれを参考に仕分けていく。でも、こういう話をしだすと、必ずだれを呼んでだれを呼ばないんだとか、そこに公平性が担保されないとかという話になって。

でも、それはもちろんそうなんですけれども、そういうことが余りにも今までおろそかにされすぎているんじゃないかという思いはあります。いろいろなことを利用している人とか、実際に現場はそれぞれの厚労省とか霞が関の外にあるわけなので、そこで生活している人たちの意見というのをオープンにくみ上げるということが十分じゃなかったんじゃないかという思いがあって。やはりそういうのを継続的にあるいはねばり強くやる中で、本当に必要なものと必要でないものというのを選り分けていくという作業が必要なんじゃないかと。それは今ある施設基準、運用基準、人的配置基準のリストが全部出てきて、これはどうかねと多分ここでやっても答えは出ないんじゃないかという気がするということですね。

2点目の申請主義について言うと、私は申請主義を否定したいということではなくて、申請主義の上にあぐらをかいてはいけないだろうということのつもりでした。それは、そのアウトリーチというのはだから申請主義とは矛盾しないとは思っているんですね。やはり必要な人の申請を促す。我々が日常的にやっているのも結局はそういうことで。結局最後は本人が決めるという。でも、その本人が考える材料とかこちらの意見とかそういうのを多様に伝える中で、本人が本当の意味で判断できるようにするというかな、そういうことが、やはりそれも十分やられてこなかったということではないかと思っています。

なので、原則を申請主義から職権にというふうに切り変えるべきだという意見ではないです。ということです。

○伊奈川参事官 すみません、時間が来ておりますので、貝塚先生、最後ご発言いただいて。すみません、今日は事務局からの資料説明というのがございますので、最後簡単にさせていただいて終わりというような形にさせていただければと思いますけれども、よろしゅうございませうでしょうか。

○貝塚委員 私が申し上げたいのは、福祉サービスのある意味で質の問題なんですね。要するにだから量的に福祉サービスを拡大したという話では片付かない問題があつて、要するに簡単に言えば、それぞれ相手方の事情に即して適切な福祉サービスを提供できると。そのときはやはり、先ほどの大臣のお話にもありますが、職員の方のインセンティブというんですかね、それが重要で。そこで質の高いのがうまくできればその人の処遇が上がるとか、ある種のそういうものがないと。そこのところは非常に難しい問題ですが、やはりそういう問題が内在しているということだけちょっと申し上げたいと思います。

○伊奈川参事官 大変申しわけございません。ご発言いただけなかった先生いらっしゃるんですけども、時間の関係で、資料の残りの説明に入らせていただきたいと思います。

二つございます。資料3と4ということでありませうけれども。資料4のほうは前回あったこれまでの社会保障の給付の範囲とか、あるいは適用対象といったようなことでございますので、これはご覧いただければと思います。説明のほうは資料3、生活保護の関係についてのみさせていただきます。事務局のほうから説明いたします。

○三石保護課長 保護課長でございます。資料3につきましてご説明をさせていただきたいと思ひます。これは前回たしか橋木先生から、現在の生活扶助基準、水準というのは一般国民の消費実態と比べてどの程度のところにあるのか、どういう形で決めたのかというご質問であつたかと思ひます。

若干経緯を申し上げさせていただきたいと思ひますけれども。現在のいわゆる水準均衡方式への移行のきっかけとなりましたのが昭和58年の中央社会福祉審議会意見具申、その中で当時の生活扶助基準を一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているというような評価をしております。具体的にはこの1枚目の一番下のところにその抜粋を掲げさせていただいておりますけれども。

そのときに、ほぼ妥当と評価した根拠であります。これが一般世帯と被保護世帯の消費支出の格差ではなく、変曲点という概念を用いておりました。具体的には2枚目をお開きいただきたいと思ひますけれども。そちらに図がございますが、横軸に収入階級、縦軸に消費支出をとりまして、所得が低下するにつれて消費支出もなだらかに低下してくるわけでありませうけれども。

ども、ある所得以下になると消費支出が急激に低下する。特に社会的経費、いわゆる交際費とかあるいは教養娯楽費とかそういったものが急激に低下することが認められると。この点を変曲点と呼んでおりまして。その点に至るまでが大部分の国民が維持してきたいわゆる生活様式が保たれる限界点と解釈をしております。

この変曲点における生活扶助相当経費をあるべき生活扶助基準とみなして、生活扶助基準額と比べますとほぼ均衡している。左のところに数字がございますが、AとBを比較しますと97.8%ということではほぼ均衡しているということで、生活扶助基準と消費実態と比較した結果ほぼ妥当という結論に至っております。

この点を、3枚目でございますけれども、一般世帯と被保護世帯の一人当たりの消費支出格差で見えますと、この検討を行ったのは昭和58年でございますが、その時点で用いられた検証データということで、右上の昭和54年度のところをご覧いただきたいと思っておりますけれども。家計調査による一般勤労者世帯が5万9,261円、それから生活保護の被保護勤労者世帯が3万6,752円、この割合が62.0%ということで、ここが6割であったということでございます。岩田先生が前回言われたのもそういう意味と解釈しております。

ちなみに、54年で62%ということではございましたけれども、今一番直近の数字をとりますと、19年度が一番直近で右の下にございますけれども、一般勤労世帯9万4,332円、被保護勤労者世帯7万2,132円で、76.5%となっております。特に最近のところをご覧いただきますと、やはり景気の関係で一般勤労者世帯の平均消費支出額が平成9年をピークに減ってきております。一方で、生活保護の基準のほうは基本的に据え置かれておりますので、その関係で格差が縮小しているということでございます。

ただ、統計学的には、左の一番下にございますように、そもそも一般と被保護世帯の世帯人員あるいは世帯類型というものを合わせておりませんので、厳密な比較ではございません。トレンドということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○伊奈川参事官 駒村先生、お願いします。

○駒村委員 前回何か5年に一度検証作業をされているというふうにおっしゃられたので、ちょっとそれどういうふうに行われているか、次回また教えていただきたい。一応僕と菊池先生が入っていた扶助基準の検討会では、モデル世帯との比とか単身高齢世帯との比とかいうのが出ていて、あそこでも検証していると思うので、そういう検証の成果というか評価というのは全然出てこないのです、ちょっとどういふ。単純に、例えば3ページのように一人単位に切り替

えただけの話なのか、それともモデルで何か比較している話なのか、ちょっと今日はそういう意味では概略資料だけだなというイメージなので、できたら次回、その5年に一度やっている検証の内容を含めて教えていただければ。よろしくお願いいたします。

○間杉統括官 分かりました。

○伊奈川参事官 宿題とさせていただくことにしまして。時間の関係がございますので、今日はここまでとさせていただきたいと思います。

次回の日程の関係でございますけれども、3月23日、17時から18時20分、場所はここ、省議室のほうで予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回は委員の先生からの発表につきましては、神野先生、あと橘木先生、お二人からということですので、よろしくお願いいたします。

また、お手元に配布しております卓上配布資料2でございますけれども、4月以降の日程については必ずしも先生方皆様の出席が可能な日程となっておりますけれども、その点をご容赦いただければと思います。第8回が4月9日、金曜日の17時30分から19時、また第9回を5月10日、月曜日、17時30分から19時ということで予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもお忙しい中、ありがとうございました。